

公益財団法人滋賀県建設技術センター下水道排水設備工事  
責任技術者の登録の取り消し、一時停止等の処分基準

(趣旨)

第1条 この処分基準は、公益財団法人滋賀県建設技術センター下水道排水設備工事責任技術者試験および更新講習実施要綱(以下「要綱」という。)第14条第1項に規定する責任技術者の登録の取り消し、一時停止等の処分に関し必要な事項を定める。

(不法行為もしくは不正行為等)

第2条 要綱第14条第1項に規定する不法行為もしくは不正行為等(以下「違反行為」という。)とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 責任技術者証を他人に譲渡または貸与した行為
- (2) 下水道管理者へ計画確認申請書の提出をせずに排水設備工事を施工した行為
- (3) 下水道管理者へ虚偽の申請をした行為
- (4) 排水設備工事完了後、下水道管理者が定める期日までに完了届を提出しなかった行為
- (5) 刑法により刑事処分を受ける等、責任技術者の社会的信用を失墜するような行為

(報告の義務)

第3条 下水道管理者は、前条各号の行為が判明したときは、速やかに公益財団法人滋賀県建設技術センター理事長(以下「理事長」という)に責任技術者による不法行為もしくは不正行為等報告書(様式第1)を提出しなければならない。

2 責任技術者は、前条各号の事実があったときは、直ちに理事長に、責任技術者による不法行為もしくは不正行為等届出書(様式第2)を提出しなければならない。

(違反点)

第4条 第2条各号に掲げる違反行為が、責任技術者の行為に起因する場合は、別表1に定める違反基準点に基づき、違反点を決定する。

2 前項の違反点の適用期間は、違反点の付加を受けた日から2年間とする。

(処分)

第5条 前条の規定により決定した責任技術者に付加された違反点の合計が別表2左欄に定める点数に達したときは、同表右欄に定める処分を行うものとする。

2 前項による処分を通知された者は、その措置について異議がある場合は当該通知を受理した日以後2週間以内に、下水道管理者を経由して理事長に異議の申立て(様式第3)を行うことができる。

3 理事長は前項の規定による異議の申立てを受けたときは、資格審査委員会に諮り、その結果を申立人に通知しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、責任技術者の処分に関し必要な事項は、その都度理事長が定める。

附 則 この処分基準は、平成29年11月1日から施行する。

別表 1 ( 第 4 条関係 )

根拠要綱	違反の行為	違反基準点
要綱第 14 条 第 1 項	責任技術者証を他人に譲渡または貸与した行為	6
	下水道管理者へ計画確認申請書の提出をせずに排水設備工事を施工した行為	3
	下水道管理者へ虚偽の申請をした行為	2
	排水設備工事完了後、下水道管理者が定める期日までに完了届を提出しなかった行為	1
	罰金刑以上の刑事処分を受けた行為	10
	禁固刑以上の刑事処分を受けた行為	登録の 取消し

別表 2 ( 第 5 条関係 )

違反点	処 分
4 点未満	注意または警告文書
4 点または 5 点	1 か月の登録の効力停止
6 点または 7 点	2 か月の登録の効力停止
8 または 9 点	3 か月の登録の効力停止
10 点または 11 点	6 か月の登録の効力停止
12 点以上	登録の取消し

(様式第1)

令和 年 月 日

公益財団法人 滋賀県建設技術センター理事長 様

下水道管理者名 印

## 責任技術者による不法行為もしくは不正行為等報告書

滋賀県建設技術センター「下水道排水設備工事責任技術者試験および更新講習実施要綱第14条第1項」および「下水道排水設備工事責任技術者の登録の取り消し、一時停止等の処分基準第2条各号」に規定される違反行為が判明しましたので、同処分基準第3条第1項に基づき報告します。

責任 技術 者	ふりがな	
	氏 名	
	登録番号	
	勤 務 先	所在地  会社名  電話番号
該 当 内 容	処分基準第2条	第 号該当 第 号該当
	内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・違反行為の内容</li><li>・違反行為が判明した年月日</li><li>・違反行為が行われた地先名および具体的内容</li><li>・責任技術者への指示等の内容</li><li>・その後の経緯</li><li>・その他</li></ul>

(様式第2)

令和 年 月 日

公益財団法人 滋賀県建設技術センター理事長 様

### 責任技術者による不法行為もしくは不正行為等届出書

私は、滋賀県建設技術センター「下水道排水設備工事責任技術者試験および更新講習実施要綱第14条第1項」および「下水道排水設備工事責任技術者の登録の取り消し、一時停止等の処分基準第2条各号」に規定される違反行為を行いましたので、同処分基準第3条第2項に基づき届出します。

責任 技術 者	ふりがな	
	氏 名	Ⓜ
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住 所	〒 -
	電話番号	( ) -
	登録番号	
	勤 務 先	所在地 会社名 電話
	処分基準第2条	第 号該当 第 号該当
	内 容	

(様式第3)

令和 年 月 日

公益財団法人 滋賀県建設技術センター理事長

市町受付印
※

## 異議申立書

※印欄は、記入しないで下さい。

異議申立人

住 所

氏 名



登録番号

令和 年 月 日付け滋建セ第

号による

登録の取り消し  
登録の一時停止  
注意・警告

について

下記のとおり異議申立をする。

記

1. 異議申立の趣旨

(記入欄)

2. 異議申立の理由

(記入欄)

3. その他

(記入欄)

※1 線の枠内にご記入してください。

記入欄が不足する場合は、用紙を複写するか任意の様式(便箋等)に記入して提出してください。

※2 あなたの理由を裏付ける資料があれば、添付してください。